平成２９年（フ）第１９２号
北海道旭川市豊岡６条２丁目１番８号　グリーンストーン206
債務者　清水　　暁
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９４号
北海道旭川市永山10条12丁目２番20号　フィデール203
債務者　西里　怜児
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０２号
北海道富良野市栄町３番２号
債務者　中西　　悟
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６０９号
大阪市大正区千島２丁目４番３－411号
債務者　廣末　　進
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７１６号
大阪府東大阪市東鴻池町２丁目３番４－406号
債務者　楠本タクシーこと　楠本　　守
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７９号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目６番25号トムズコート悠希106号
債務者　徳永　竜一
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０号
岩手県宮古市西町１丁目５番13号　小川アパート１号室、旧住所岩手県宮古市小山田２丁目８番30号
債務者　佐々木安子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前10時50分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第３４５号
栃木県宇都宮市峰４丁目６番４号　メゾンシャイニーヒル105
債務者　仁科　晴美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４８号
栃木県小山市大字粟宮1473番地
債務者　菊地　洋司
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８２号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田57番地21
債務者　高橋　昭夫
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第３１４号
静岡県牧之原市静波2220番地473
債務者　水上　忠昭
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４０号
静岡市清水区秋吉町６番７号　カルティエ壱番館Ａ101号
債務者　米田　直美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６２号
静岡市駿河区小鹿814番地の１　ラテル102号
債務者　安島　瑞生
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６３号
静岡市駿河区小鹿814番地の１　ラテル102号
債務者　安島　吉香
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６５号
静岡県藤枝市堀之内１丁目５番地の13　ベルⅡ101号
債務者　鈴木　則貴
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部